12 様式第二号の八（第八条の四の五関係）

32

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 29 日

高崎市長　　様

提出者
住　所　高崎市岩鼻町２７８番地
氏　名　株式会社　高長組
代表取締役社長　高橋　榮作
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　０２７－３４６－２２４３

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高崎市内現場　６８　件
事業場の所在地	高崎市内一円
計画期間	令和　8年4月1日　～　令和　9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06　総合工事業
② 事業の規模	8　億　2000　万円
③ 従業員数	３０名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙　1

高崎市 -8.6.29 受領

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別　紙　２．　３

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（　７　年度）実績】　別紙４のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・発注先との協議を実施		
② 計画	【目標】　別紙４のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・上記事項の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 他の廃棄物と混ざらないよう、石綿含有物廃棄物の徹底した分別に実施
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 石膏ボード、金属くず、紙くずについても分別を実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（　７　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施の予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（　７　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施の予定はない。		

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　　7　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

特に実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

今後も実施の予定はない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　　7　年度）実績】　　別紙５のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、
書面による契約を実施している。</td></tr>
</table>

② 計画	【目標】　別紙６のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 再生利用、熱回収が可能である廃棄物については 再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。		
※事務処理欄			

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成してください。

２　当該年度の６月３０日までに提出してください。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入してください。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含みます。）を記入してください。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。

７　※欄は記入しないでください。

別紙　1

産業廃棄物の一連の処理工程

廃プラスチック	中間処理 選別破砕（委託）	再生利用
がれき類	中間処理 破砕（委託）	再生利用 再生砕石、再生アスコン
建設汚泥	中間処理 脱水（委託）	盛土材 埋戻し材
木くず	中間処理 破砕（委託）	堆肥、有機資料の原料 家畜の敷料、マルチング材
紙くず	中間処理 破砕（委託）	再生利用
建設混合	中間処理 選別破砕（委託）	再生利用
ガラス・陶磁器くず	中間処理 破砕（委託）	再生利用
石綿含有産廃	選　　別	最終処分（安定型） （委　託）

別紙　2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び役割

総括責任者		専務取締役
廃棄物担当者		現場責任者　　取締役総括部長 事務責任者
役割	廃棄物処理総括責任者	・ 建設廃棄物の管理徹底 ・ マニフエストの管理徹底 ・ 工事着手前の処理業者及び収集運搬業者確認 ・ 処理業者及び収集運搬業者の契約の徹底（工事現場単位） ・ マニフエストの送付後の確認及び最終集計の確認
	廃棄物現場責任者	・ 工事現場においての建設廃棄物の管理 ・ 工事現場においての産業廃棄物管理票の作成指導 ・ 収集運搬及び中間処理からマニフエストの送付確認指導 ・ 協力会社の建設廃棄物の管理及び指導 ・ 工事着手前の処理業者及び収集運搬業者確認
	廃棄物事務責任者	・ マニフエストの持ち出し者の管理確認 ・ マニフエストの番号管理確認 ・ マニフエストの送付後の管理（現場確認後） ・ マニフエストの整理及び集計
	廃棄物現場担当者（現場代理人）	・ 建設廃棄物処理委託契約書の作成 ・ マニフエストの記入 ・ マニフエストの送付後の確認
	廃棄物事務担当者	・ マニフエストの番号管理（工事現場単位） ・ マニフエストの持ち出し者の管理（工事現場単位）
	摘要	

（3）　管理体制の強化

1）　工事現場における建設廃材の管理体制の強化及び管理の徹底

・ 現場及び資材置場のバリケート等の徹底（不法投棄）

・ マニフエストの管理徹底

2）　建設廃材の不法投棄

・ 不法投棄がないように会社周辺を監視するように努力します。

（4）　教育・研修

建設廃材の種類、処理の留意事項の確認などを定期的に説明

・ 毎日現場で行っているKY活動の中で建設廃棄物を搬出するときに確認

・ 毎日現場で行っている安全訓練等の教育の中で作業員等の周知、徹底

4．　廃棄物の処理に関する事項

（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項含む）

(1)　基本的事項

①　建設廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

②　発生した建設廃棄物は、マニフエストにより収集運搬及び最終処分完了に至るまで確認し的確に管理する。

③　最終処分をするような仮設材及び建設材は極力使用しないようにし、再生利用が出来る材料を使用するようにする。

④　現場から出た建設廃棄物の処理においては、分別をするように心掛けるようにし、建設廃棄物を出さないようにします。

⑤　建設廃棄物の処理において収集運搬業者及び処理業者と現場単位で適正な委託契約を締結する。

（2）　廃棄物処理の現状

①　建設廃棄物（コンクリート及びアスコンがら等）は、処理施設に持っていくが、現場の末端まで周知されている。

②　コンクリートがらについて、公共工事において再生砂（RC10）は、100％再生材を使用するため、工事の最盛期には材料がなくなることがあります。

別紙　3

廃棄物管理体制図

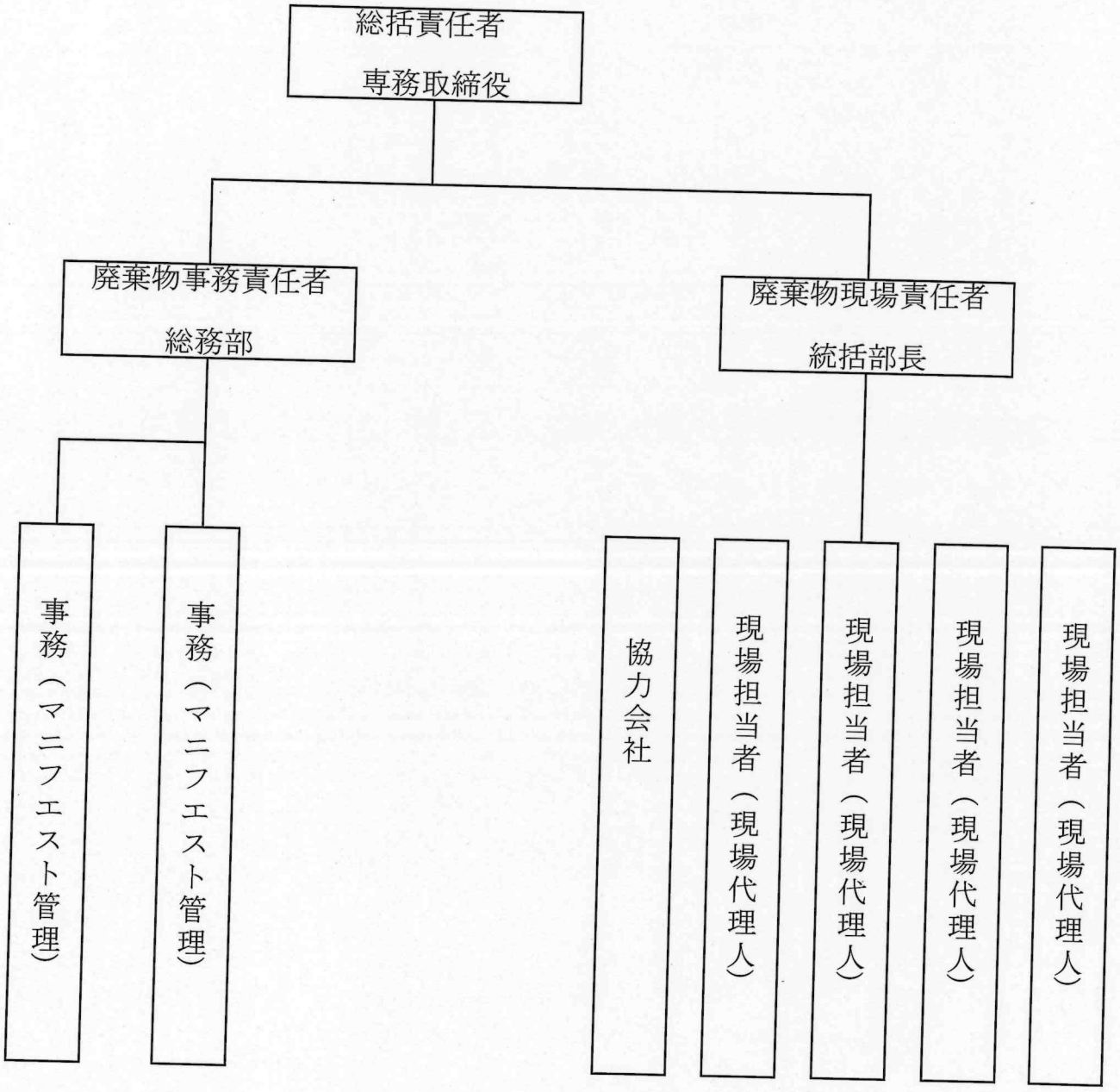

別紙一４

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　7年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	汚　泥	木　く　ず	金属くず	紙　く　ず	建設混合	ガラス・陶磁器くず	石　綿
	排　出　量	8.68ｔ	1742.36	7.06ｔ	1.54ｔ	0.07ｔ	0ｔ	0.48ｔ	0ｔ	0ｔ
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	汚　泥	木　く　ず	金属くず	紙　く　ず	建設混合	ガラス・陶磁器くず	石　綿
	排　出　量	10ｔ	3000ｔ	100ｔ	200ｔ	5ｔ	5ｔ	20ｔ	10ｔ	0ｔ

別紙ー５

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（　7年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	汚　泥	木　く　ず	金属くず	紙　く　ず	建設混合	ガラス・陶磁器くず	石　綿
	全処理委託量	8.68ｔ	1742.36	7.06ｔ	1.54ｔ	0.07ｔ	０ｔ	0.48ｔ	０ｔ	０ｔ
	優良認定処理業者への処　理　委　託　量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	再生利用業者への処　理　委　託　量	8.68ｔ	1742.36	7.06ｔ	1.54ｔ	0.07ｔ	０ｔ	0.48ｔ	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者への処　理　委　託　量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者への熱回収を行う業者への処　理　委　託　量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ

別紙一６

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①計画	【目　　標】									
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	汚　　泥	木　く　ず	金属くず	紙　く　ず	建設混合	ガラス・陶磁器くず	石　　綿
	全処理委託量	10ｔ	3000ｔ	100ｔ	200ｔ	5ｔ	5ｔ	20ｔ	10ｔ	0ｔ
	優良認定処理業者への処　理　委　託　量	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ
	再生利用業者への処　理　委　託　量	10ｔ	3000ｔ	100ｔ	200ｔ	5ｔ	5ｔ	20ｔ	10ｔ	0ｔ
	認定熱回収業者への処　理　委　託　量	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ
	認定熱回収業者への熱回収を行う業者への処　理　委　託　量	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ